令和２年山形村議会第１回定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和２年３月10日（月曜日）午前　９時００分開会

開議宣告

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　一般質問

出席議員（１２名）

１番　春　日　　仁　君	２番　大　池　俊　子　君
３番　上　條　倫　司　君	５番　百　瀬　昇　一　君
６番　新　居　禎　三　君	７番　大　月　民　夫　君
８番　百　瀬　　章　君	９番　竹　野　入　恒　夫　君
１０番　小　林　幸　司　君	１１番　小　出　敏　裕　君
１２番　福　澤　倫　治　君	１３番　三　澤　一　男　君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	本庄利昭　君	副村長	小林かつ代　君
教育長	根橋範男　君	会計管理者	堤　岳志　君
総務課長	上條憲治　君	住民課長	中川俊彦　君
保健福祉課長	篠原雅彦　君	子育て支援課長	百瀬尚代　君
保育園長	籏町通憲　君	産業振興課長	藤沢洋史　君
建設水道課長	古畑佐登志　君	教育次長（教育政策課長）	小林好子　君

総　務　課
財 政 係 長　　児玉佳子　君

事務局職員出席者

事務局長　　宮澤寛徳　君　　書　　記　　神通川直美　君

◎開議宣告

○議長（三澤一男君）　おはようございます。全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから令和２年第１回山形村議会定例会の本会議を再開します。

出席要求者の村田税務課長から欠席届けが出ております。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等をするには許可が必要となります。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君）　本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、９番、竹野入恒夫議員、１０番、小林幸司議員を指名します。

◎一般質問

○議長（三澤一男君）　日程第２、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、１人６０分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いいたします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇　春　日　　仁　君

○議長（三澤一男君）　質問順位１０番、春日仁議員の質問を行います。

春日仁議員、質問事項１「ウイルス性感染症の対策は」について質問してください。

春日仁議員。

（１番　春日　仁君　登壇）

○１番（春日　仁君）　議席番号１番、春日仁です。「ウイルス性感染症の対策は」ということで質問をさせていただきます。

この冬もインフルエンザの流行がありました。そして、連日のように報道されている新型コロナウイルスの猛威で、村内でも集会などの自粛や延期、子どもたちのスポーツ団体でも練習や対外試合の自粛などの対応がありました。そこで、このウイルス性感染症の予防及び対策について質問をさせていただきます。

なお、コロナウイルス関連につきましては、通告書を２月２８日に提出しております。この後、小学校等、３月２日から休校になっているという状況でありますので、ご了承いただきたいと思います。

①新型コロナウイルス感染症について、今現在、保育園、小学校、高齢者施設などでの予防及び対策はどのように実施しているのか伺います。

②この冬、保育園、小学校でのインフルエンザ発症状況と予防対策はどのようにしていたのか伺います。

③インフルエンザの予防として、予防接種以外の方法を研究した事例があります。１つの例としては、２０１０年に佐賀県で行われた研究ですが、学校給食で特定の乳

酸菌、これはヨーグルトだったそうです、継続的に摂取したところ、児童の感染率が下がったといった報告がありました。これは国営放送でもニュースで取り上げられていたということです。

また、もう１つの例としまして、空間のウイルス除去の研究があります。これは「フィトンチッド」と呼ばれる樹木から放出される物質を利用してウイルスを除去する方法です。

このように、予防接種以外の方法も研究してみてはどうかと思いますが、村長、教育長の所見を伺います。

以上、３点について、通告書に基づき質問とさせていただきます。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長　根橋範男君　登壇）

○教育長（根橋範男君）　春日議員１番目の質問事項であります「ウイルス性感染症の対策は」についてご答弁申し上げます。

質問の相手方が村長と教育長になっておりますが、あらかじめ村長と調整をいたしましたので、私からお答えさせていただきます。

最初のご質問の「新型コロナウイルス感染症について、今現在、保育園、小学校、高齢者施設などでの予防及び対策は、どのように実施しているのか」についてでありますが、保育園におきましては、保護者に園児の体調確認を行ってもらうよう依頼しています。園児に風邪の症状や、３７．５度以上の発熱がある場合、体調不良が見られる場合などは、登園を控えるようお願いしています。また、園では、手洗いやうがいの励行、玄関での手指の消毒を行い、換気をこまめに行うとともに、保育士はマスクをして保育を行い、感染症の防止に努めております。

次に、小学校の状況について申し上げます。小学校は国の臨時休校の要請を受け、３月２日から３月１８日まで臨時休校とする対応をしています。高齢者施設につきましては、入館前に必ず体温を確認するとともに、マスクの着用や、咳エチケットの徹底、アルコール消毒液の設置などが行われています。

次に、２番目のご質問の「この冬、保育園、小学校でのインフルエンザ発症状況と予防対策はどのようにしていたのか」についてお答えいたします。

本年２月末の状況により申し上げます。山形保育園では、昨年の１２月が２６人、今年の１月が３人、２月が２７人の計５６人の園児がインフルエンザにかかりました。

また、山形小学校では、昨年の１２月が１４２人、今年の１月が２０人、２月が２９人の計１９１人の児童がインフルエンザになりました。

次に、保育園、小学校の予防対策について申し上げます。手洗いやうがいを行うこと、換気をこまめに行うこと、十分な睡眠や食事をしっかりとること、発熱がなくても体調が優れないときは、登園、登校を控えることなどに取り組みました。

また、小学校においては、児童集会でインフルエンザの劇を行ったり、山小フェスティバルでインフルエンザに関するクイズを行ったりして、感染予防について児童の理解を深めました。また、「ほけんだより」を配布し、インフルエンザの予防法などについて注意喚起を図ってまいりました。

次に、３番目のご質問の「インフルエンザの予防として、予防接種以外の方法も研究してみてはどうか」についてお答えします。

ご提案の内容につきましては、全国的な導入実績の状況、継続的な効果や安全性の有無、初期投資額やランニングコストなどの経済性といった様々な観点から、総合的に研究していくことが必要と考えております。こうしたことから、直ちに検討に入ることは困難と考えておりますが、貴重なご意見として承り、全国の自治体の導入実績等について注視してまいりたい考えております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　引き続き質問をさせていただきます。まず、コロナウイルス関連ですが、これは国からの要請ですとかいろいろあると思いますので、確実な情報といったものを村民の方に伝えていただきたいと思います。

その中で、数点質問をさせていただきます。このコロナウイルスですが、村で感染者が発生した場合、村での対応といったものをお聞きしたいと思います。

というのも、これは松本保健所管内で２名の感染者が出たということで、その後、ネットですとか噂で、どこそこの誰だとかいう噂が流れました。村内の方も被害に遭ったような話を聞いております。そういったところで、村としての対応として、例えば店舗ですと公表するとか、個人だったら守るといった村での方針といったものがもし決まっていましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　今、日本中がコロナウイルスの対策といいますか対応で、あらゆる機関が非常事態ということになっております。仮に村で感染者が出た場合はというご質問だと思いますが、原則としては個人が特定されることは公表しないのが原則

だと思います。場所であったり、そういったことも公表しないのが原則だと思います。

大阪のライブハウスの件は、ああいった場合は特定をしないと、また二次感染のおそれがあるということですし、先日の滝沢牧場でしたか、そこの件も場所を報道しないと感染のおそれがある場合には公表すると。それが基準になると思います。

個人の不利益といったものと公共性とのバランスの、どちらかをとるかになると思うのですが、その辺はしっかりまた判断して行わなければいけないと思っております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　ぜひそのようにしていただきたいと思います。噂というのは怖いもので、次から次へと話が変わってくるような状況ですので。例えば個人であったら、しっかりと個人は守っていただきたいと思います。

あともう１点だけお聞きしたいと思います。児童館ですとか保育園等、今、開園しているわけですが、アルコール消毒薬ですとか職員の方のマスクといったものは十分あるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（三澤一男君）百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長　（百瀬尚代君）　今、非常にマスク等、不足している状態ですが、マスクについては庁舎内、一括どのくらいの在庫があるかを確認しまして、保育園の保育士分、児童館の支援員の分については、１日の枚数を計算しまして、１８日までどのくらい必要かを計算して配布していただいております。

アルコール類につきましては、常時アルコール消毒、手指消毒は行っておりましたので、備蓄というか、そういうものがありますので、これがいつまで続くかというところはあれですけれども、とりあえず今月分については十分あるという形でございます。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　もう１点だけ、児童館のことでお聞きしたいと思います。先週から児童受け入れという形になっており、今、２週目に入っております。今現在、職員の方の確保ですとか、そういったことはどのような状況になっているかお聞きします。

○議長（三澤一男君）百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長　（百瀬尚代君）　職員もご心配いただいているところではありますが、今のところ、常時支援に入っていただいている支援員の方たちに協力をいただいて、児童を見て行ける状態ではあります。あとは、地域おこし協力隊の大野さんにも

こういうときなので協力していただいて、入っていただいている状況で、今のところは職員のほうも体調管理をしながら支援に当たっているところです。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　コロナにつきましてはこの辺で質問を終わりますけれども、村として、正確な情報を村民の方にぜひ流していただきたいと思います。

２番目のインフルエンザに関してでありますが、やはり暖冬だったという感じがします。１２月、２月は感染者数が多くなっていますが、１月は少なかったという状況ですね。

保育園の状況についてお聞きしたいと思います。未満児ですとか年少、年中、年長、それぞれどこに感染者が多かったかとか、そういった変化はあったかどうかお聞きします。

○議長（三澤一男君）　籏町保育園長。

○保育園長（籏町通憲君）　ただいまのご質問でございますが、年長児に関しましてはトータルで１６名。年中児に関しましては２１名。年少児、３歳児になりますが、こちらが１１名。２歳児が２名。１歳児が４名。０歳児が２名。このような発症状況となっております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　次に、小学校のことでお聞きいたします。私の記憶では、２年生が学級閉鎖になったと聞いていますが、その辺の正確な情報がありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　１２月の学級閉鎖ですが、２学年と、３学年もあったと思っております。中学年が多かったかなという感じがしておりました。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　私も２、３、保護者の方から話を聞いて、小学校では低学年というか２、３年、保育園ですと年中ということで、保育園と小学校の２、３年生ぐらい、兄弟関係の方が何名かいらっしゃったということで、どちらかが感染して、兄弟で感染してしまったという状況だったと思います。

そこで、３番目にもかかわってくることですが、例えば保育園での感染を抑えることによって、兄弟のお兄さんなりお姉さんにかかることも防げるのではないかという考えの中、こういった空間のウイルス除去といった提案型の質問をさせていただきま

した。

保育園で、例えば年中なり年少なり、実験的にこういった空間のウイルス除去を研究されて、私は「フィトンチッド」というものを今、提案しましたけれども、これは樹木がもともと持っているものらしいですね。植物が害虫などの外敵から攻撃や刺激を受けたり傷ついたときでも、病原菌に感染しないよう殺菌するもの、というのが「フィトンチッド」というものらしいです。ただ、これが１００％ウイルスに有効かどうかも実験はされていますが、まだまだそんなに普及していないので、こういったものもあるという研究をして、実験的に保育園に置いてみるのもいいかと思いますが、その辺はどう思われますか。お聞きします。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　保育園では、今現在、ウイルス性の菌を除去するために次亜塩素酸を噴霧する機械があって、それを使っているようです。小学校におきましては、各教室に２４時間換気の機械が入っていて、１時間に１回は教室内の空気を循環できる仕組みで換気をしているものですから、そういったものを入れて、フィトンチッドのようなものを小学校の中に入れて実験的にやるのはあまり効果的ではないかなという気がしています。ただ、保育園の段階では今、次亜塩素酸を使ってのウイルス除去といったことはしていると聞いております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　もう１つの事例で、ヨーグルト、乳酸菌といったものを提案させていただきました。これは既に村では地産地消ということで、安心・安全な給食等を提供されていることと思います。

このインフルエンザの研究結果も、実際に発症が少なくなったと言われておりますけれども、これはあくまでも食べ物ですので、個人差というのはあると思われます。そして、その乳酸菌を摂取されていたお子様がインフルエンザの予防接種を打っていたかどうかも、研究結果ではしっかりと謳っていなかった部分でもありますので、何とも言えないところはありますけれども、食育といった観点から子どもたちの免疫力を向上させる。今現在行われている地産地消で旬のものを食べる、これ自体も食育の中で免疫力を上げる１つの食材提供になっているとは思われますが、それにプラスさらに免疫力を上げるための食事の提供といったもの。これの研究もやってみると、おもしろいという言い方も変ですけれども、と思われますが、その辺はどう思われますか。お聞きいたします。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　貴重なご意見として承って、また、栄養教諭とも話をしながら、どんな食育といいますか、どんなものが子どもたちの心身にいい影響を与えるのか研究をしてまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　食育といいますか、食事での免疫力を上げる。これは本当に個人差があって、しかし、予防接種についても個人差なものですから、全てどこが正解という部分はないのですが、やはりウイルスに対しては抵抗する体力といいますか、体をつくるといった観点からも、食育による免疫力を向上させる研究をしていただければと思います。

このウイルス性感染症の質問については、これで終わりにしますが、コロナウイルスが１日も早く終息することを願います。１つ目の質問は終わりにします。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。次に、質問事項２「村の災害対策は」について質問してください。

春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　「村の災害対策は」について質問をさせていただきます。

昨年は、相次ぐ大型台風により全国各地で大規模な災害が発生し、長野県においても１０月の台風１９号により千曲川水系を中心に甚大な被害がありました。本村では大きな被害はなかったわけですが、いつ何時、どこで災害が起こるかわからない、そんな時代だと思います。

そこで、村の災害対策・防災について質問をさせていただきます。

①昨年ですが、議員全員で防災行政無線戸別受信機の受信デモを２回実施しました。また、そのほかＡＩスピーカー等の説明も受けました。村からの放送は災害時に、全員が確実に聞ける環境にあることが必要です。村として今後、この戸別受信機等をどのようにお考えか、お伺いします。

②山形村には、中信平農業水利事業の右岸上段幹線と、右岸幹線があります。強い地震が発生し、この幹線（水路）が破損した場合、どのような被害が想定されるか（水の量など）お聞きします。

また、この右岸上段幹線・右岸幹線が破損した場合のハザードマップ等々の作成も必要だと思いますが、村長のお考えをお聞きします。

以上２点を質問させていただきます。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　２番目の質問でございます「村の災害対策は」についてお答えいたします。

最初の項目の「戸別受信機等の導入について」でありますが、村民の皆様への災害情報等の伝達手段として、戸別受信機を含め、よりよい方法の研究、検討を進めているところでありますが、防災行政無線を運用していく中で、放送が聞き取れない地区を解消する手段としての戸別受信機の有効性を確認していただくために、議員の皆様には、今年度２回にわたり戸別受信機を用いた試験放送を行わせていただきました。結果、唐沢地区の周辺、下竹田の薬王寺周辺では、屋外アンテナを用いても受信できない地域があり、課題が残っているわけでございますが、議員の皆様には、戸別受信機の有効性を感じていただけたのではないかと思います。

消防庁でも、居宅内に設置する戸別受信機は、台風や豪雨など屋外スピーカーからの音声が聞き取りづらい状況において、住民の皆さんへの情報伝達に極めて有効とし、その配備を促進しております。また、近年の災害を踏まえ、「戸別受信機の無償貸付」「未配備市区町村への個別相談」など、導入を促す事業を予定しております。この配備促進事業に向けた希望調査が昨年１２月に行われ、村では無償貸与を希望すると回答しております。結果次第では、戸別受信機の配備を順次進めていきたいと考えております。

また、戸別受信機のデモの際にご意見を頂戴しております聴覚障がいをお持ちの方への伝達手段などについても、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

ＡＩスピーカーの導入についてでありますが、ＡＩスピーカーは現在導入している音声告知放送端末のかわりとして、株式会社テレビ松本から紹介されたものでありますが、Ｗｉ－Ｆｉ等インターネット環境を必要とするため、現在のように多くの方に放送をお届けすることが難しいという課題もあります。音声告知放送端末についても、今後どのようにしていくのがよいか、検討していかなければならないと考えております。

２番目のご質問の「中信平農業水利事業の右岸上段幹線と右岸幹線があります。強い地震が発生し、この幹線（水路）が破損した場合、どのような被害が想定されるか及び上段幹線・右岸幹線が破損した場合のハザードマップの作成」についてでありま

すが、主に管理を担っております右岸土地改良区に確認いたしましたところ、右岸上段幹線は稲核ダムから取水され、隧道などを経て唐沢調整池に届きます。そこからサイフォン方式で横出ケ崎調整池に届くようになっております。万が一、大きな地震が発生した際には竜島発電所にあります右岸上段幹線取水で遮断をされます。唐沢調整池では、上段分水口から唐沢調整池までの水を唐沢側へ放流いたします。配水のために一部加圧している場所もございますが、唐沢調整池から横出ケ崎調整池までの隧道はサイフォン方式ですので、水圧がかかる状態ではありませんので、水柱が立つような水が出ることはないとのことでした。

一方、右岸幹線は梓川頭首口から取水し、下竹田の平林調整池に届き、そこからサイフォン方式や一部自然流下により東原調整池に届きます。配水のために一部加圧している場所もございますが、ここでも上段幹線と同じように隧道には水圧のかかることはない状態でありますので、水柱が立つような水が出ることはないとのことであります。

ご質問の想定される水の量でありますが、農業用水を最も必要とする渇水期に上段幹線で毎秒１．６０㎥、右岸幹線で毎秒１．５㎥の計画水量となっています。

ハザードマップの作成につきましては、現在、国で農業用水の隧道等に関するハザードマップの作成の指示はございませんが、仮にハザードマップを作成するとなりますと、国、土地改良区、また村など関係機関との調整を図りながら進めることになると思います。

以上でございます。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　では、引き続き質問をさせていただきます。まず１番目の告知放送の部分ですが、現在、村からの告知放送を自宅で聞いている状況にある戸数というのですか、何戸といったデータがありましたら、お答えいただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　音声告知放送の端末の設置台数でありますが、テレビ松本さんの加入世帯数をもってその数としておりますが、その数はおよそ２，１６０世帯であります。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　そうしますと、村民の方といいますか世帯でいきますと、７割ぐらいになりますね。何戸かの方は聞けない状況になっていると思います。先ほどの

答弁にもありましたけれども、希望者にはアンケートをとったということでありますが、まだこれはとっている最中で、集計はされていないということでよろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　各戸にアンケートをとったというものではありませんで、消防庁で市町村に対して戸別受信機の設置希望があるかどうかという調査がまいりました。それは希望によって無償貸付をするといった制度をつくるけれども、どういった台数が必要かという調査でありました。それに対して、村としては「希望する」といった形で回答しているという状況であります。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　希望の方が多い場合、全員の希望者に行き渡るような数になっているのかどうか、お聞きします。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　これは全国に対して無償貸付を行う事業ですので、市町村に貸付ができる台数というのが多分制限があるのだと思います。具体的には示されておりませんが、調査の表から読み取りますと、無償貸付をするおよそ２倍の台数が、市町村が自己負担で設置するようになるという制度だと思われますので、無償貸付ができるとしても、市町村の負担が出てくると考えております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　こんな時代ですので、全ての村民の方が告知を聞けるような状況であるべきだと思います。そこで、例えばですが、こういった戸別受信機、そしてＡＩスピーカーといったものも説明を受けました。これはＡＩスピーカーも戸別受信機も、例えば村で導入する場合は同一でなければいけないという考えなのか、それとも個々に「うちはＷｉ－Ｆｉの環境が整っているのでＡＩで行きます」といったような混在ができるのかどうか。本来は全く同一の方法で告知放送を聞ける状況が一番いいとは思いますが、環境が整っているならばＡＩで行きたいといった個々の要望というようなもの、これは村として可能かどうかお聞きします。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　まずは防災無線の戸別受信機を、先ほどありました消防庁の事業を使って導入していくのがいいのかなと、今のところは考えております。告知放送の端末も、先ほど申し上げましたとおり、７割近くのところには入っております

ので、それと併用しながらという形も考えられるかと思います。

いずれにしても、最も確実に、多くのといいますか、ほぼ全員の世帯の方にそういった緊急放送等が届けられる仕組みを考えていく必要があると考えております。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　では、消防庁で用意されるものは、我々が実験したものと同タイプのものでしょうか。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　型式としては若干違うかと思いますが、それにプラスして何らかのラジオが聞けるですとか、何かの放送のときに緊急に割り込んでくる機能があるですとか、そういったことがあるかと思いますが、ほぼ同じような形のものになるのではないかと想像しています。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　昨年も１９号で大変な状況だったのをテレビ等で皆さん見られていることだと思いますので、こういった告知放送をすべての村民の方が聞ける状況が大変望ましいと思います。しっかりとその辺は村民の方にもアピールをしていただいて、どういった方向で全戸で聞けるようになるかは今の段階ではわからないですが、なるべく早い段階で、今は災害が秋に集中していますし、その前には梅雨もありますので、なるべく早目に着手していただきたいと思います。

２番目の分でありますが、村民の方から話を聞いている中での質問でありましたが、上段幹線が例えば小坂で破損した場合は三間沢川に流れ込んだり、上大池で破損した場合はどんな水量になるかといった心配をされてたわけであります。実際、ここに幹線があることを知らない住民の方、私も含めて村外から来た方は知らなかったものですから、こういった質問をさせていただきました。破損しても水柱が出て、それが住宅街に流れていくという想定は全くないという状況でよろしいでしょうか。再度確認をさせていただきます。

○議長（三澤一男君）　藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君）　あくまでも統計上といいますか、その部分が多くなってしまうのですが、サイフォン方式で今行っておりますので、例えば一番底部で破損した場合に地上まで水が上がってくるのかどうなのか、そういったところもまだ確実なところは聞き取りができておりません。

まして、住宅街の方に流れ出てしまうかどうかといった確認もできてはいないので

すが、理屈上といいますか、そういったもので言いますと、サイフォンですので、破損したものは地中でおさまる、もしくは出ても水柱が上がるほどの勢いはないと言われています。

○議長（三澤一男君）　春日仁議員。

○１番（春日　仁君）　そういった回答ですので、安心はします。安心はしますが、一応水路があるということでありますので、この辺も村民の方に伝えるべきなのかは難しいわけでありますが、今のところは大丈夫だという答弁をいただきましたので、これに関しての質問はこの後はなしということで、２番目の災害対策については質問を終わりにさせていただきます。

○議長（三澤一男君）　春日議員、よろしいですか。

以上で、春日仁議員の質問は終了しました。

◇　小　出　敏　裕　君

○議長（三澤一男君）　質問順位１１番、小出敏裕議員の質問を行います。

小出敏裕議員、質問事項１「不登校児童の実態と取り組みについて」を質問してください。

小出敏裕議員。

（１１番　小出敏裕君　登壇）

○１１番（小出敏裕君）　議席番号１１番、小出敏裕でございます。本日は２つの質問をしたいと思います。

１つ目ですが、山形小学校における不登校児童に関するものでございます。長野県教育委員会は、平成３０年３月に「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」を策定しております。その資料によりますと、小学校では平成３０年度１，０３２で前年比３２６人の増加となっております。

人口減少が叫ばれている中で、村の宝ともいえる子どもたちを育み、ともに歩むことが村の将来にとって最も大切なことと考えます。

また、「教員の働き方改革」の中で、児童と向き合う時間を確保する重要性が述べられてもいます。不登校の子どもたちにとっては、自分の居場所や話を聞いてくれる大人、これは教員に限ったことではありませんけれども、その大人の存在が重要なことは周知の事実だと思います。

そこで、以下の質問をします。なお、前日の一般質問の折に大池議員が不登校問題を取り上げておられます。重複した内容もあり、大変恐縮ではございますが、ご答弁をお願いいたします。

（１）不登校の定義をお示しください。

（２）山形小学校における５年間の不登校の実態をお示しください。

（３）不登校児童がいた場合や今後不登校児童が生じた場合の取り組みはどうなっているでしょうか。

（４）先に、教師が児童と向き合う重要性を述べましたが、文部科学省は「教員の働き方改革」の中で、授業以外で従来教師が担ってきた代表的な１４の業務を３分類にまとめ、教師の労働時間の緩和を示しています。山形小学校における教職員の労働時間と働き方改革の取り組みについて伺います。

（５）としまして、先の「教職員の働き方改革」の取り組みを行った結果の効果についてお教えください。

以上、５点についてお願いいたします。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、教育長、答弁願います。

根橋教育長。

（教育長　根橋範男君　登壇）

○教育長（根橋範男君）　「不登校児童の実態と取り組みについて」ご答弁申し上げます。

最初のご質問の「不登校の定義」についてでありますが、文部科学省では、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間３０日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものであると定義をしております。

次に２番目のご質問の「山形小学校における５年間の不登校の実態について」お答えいたします。平成２７年度不登校児童数は２名で、不登校児童の在籍率は０．４％、平成２８年度においても不登校児童数は２名であり、在籍率も０．４％でありました。平成２９年度は、不登校児童数はおりませんでしたが、平成３０年度につきましては、不登校児童数３名で、在籍率は０．６％となりました。令和元年度２月末時点での不登校児童数は４名で、在籍率は０．８％となり、増加傾向にあります。

次に、３番目のご質問であります「不登校児童がいた場合や、今後不登校児童が生じた場合の取り組み」についてお答えいたします。

山形小学校では、不登校支援として「未然防止」「初期対応」「社会的な自立支

援」の３つの取り組みを大切に考えております。「未然防止」としては、児童の学ぶ力や意欲を高められる授業づくり、養護教諭を中心に日々の健康観察から気になる休み方をしている児童の情報共有、学校生活アンケートやＱＵ検査などを活用した児童の所属意識や悩みの把握、児童の気になる様子や家庭環境の変化などを学年内で共有するなどの取り組みを行っております。また、「初期対応」「社会的な自立支援」では、学級担任をはじめ養護教諭、相談員、教頭、適応指導コーディネーターなど、複数の教員でチームを組み、子育て支援課やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携して、不登校の背景にある子どもの願いや訴えを整理し、適切な支援策を検討するなど、組織的な対応をしてきております。また、不登校児童の保護者との連絡を密にとり、同一歩調で不登校児童への支援が進められるように心がけております。

次に、４番目のご質問の「山形小学校における教職員の労働時間と働き方改革の取り組み」についてお答えいたします。

初めに、学校の多忙時期である５月と１２月について、休日勤務時間や持ち帰り仕事時間を含む時間外勤務時間の状況を申し上げます。平成３０年５月の教職員１人当たり時間外勤務時間は、６６時間１５分で、令和元年度の５月では、４８時間３６分で、前年度と比較し縮減率は２２．７％でありました。平成３０年１２月の１人当たり時間外勤務時間は、４５時間５６分であり、令和元年１２月では５５時間３分となり、前年度と比べ増加率は１９．８％となりました。なお、時間外勤務時間については、縮減の傾向にあると考えております。

続いて、働き方改革の取り組みについて申し上げます。平成３１年３月策定の山形村立山形小学校業務改善、いわゆる働き方改革方針により、取り組みを進めてまいりました。

教職員は、子どもの成長を何よりの喜びとし、献身的に業務を行い、子どもに係ることは全て責任の範囲と考え対応することにより、学校内にこもる時間が増え、多忙な状況をつくり出しています。こうしたことから、まず教職員が適正な勤務時間を把握し、勤務時間への意識を高めるため、指紋認証による出退勤管理に取り組みました。また、仕事と家庭の両立によるワークライフバランスを意識するため、計画的な年次休暇の取得を進めることとし、長期休業期間において一定期間の学校閉庁日を設けました。

一方、教職員の業務の削減や分業化、協業化を進めるため、スクールサポートスタ

ッフを配置し、業務の分業化を図りました。また、給食費の公会計化を実施し、教職員の負担軽減をしました。学校の業務環境の改善につきましては、一定時刻以降の時間外の外部からの電話については、留守番電話等で対応することとし、教職員が子どもと向き合う時間を確保することとしました。

次に、５番目のご質問であります「働き方改革の取り組みの効果」についてお答えします。

スクールサポートスタッフの配置により、職員間に業務を分業して進めてもよいという意識が浸透し、業務の分業化が進みました。また、給食費の公会計化に伴い、教職員が担っていた事務の負担軽減が図られました。こうした業務改善に向けた取り組みは、時間外勤務時間を縮減し、教職員の負担感を軽減するとともに、子どもと向き合う時間が確保され、効果的な教育活動に向け効果があらわれてきていると考えております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　細かいところまでありがとうございました。まず最初に、不登校の定義についてですが、簡単に言うと年間で３０日以上休む児童がそうだという回答でございましたけれども、例えば２９日間とか、つまり学校にある程度は通うのだけれども、休みがちな子どもたちというのはどのように区分をしているのか。区分しているのだったら、そのもとになるものを教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　例えば２９日休むといった児童ですが、特に区分をして長期休暇ということはしておりません。不登校の定義によって３０日以上長期休暇で、経済的や病気でない者は不登校として、統計的な数値としては把握をしますけれども、３０日未満の児童について、休暇の種類を設けて区分をしているということはしておりません。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　ものの本によりますと、準不登校という枠組みがあると、どこかで私、読んでおるのですが、そういうことは山形小学校では一切していないと。不登校と、そうではない子どもというふうに分けているということでよろしいですか。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　国の統計上の区分も、準不登校児童という区分はないものですから、山形小学校においては、休みがちな子ども、ということで心配な子どもとい

うふうには把握をしますけれども、休暇の区分としてはそのような捉え方はしておりません。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　そうしますと、３０日とそれ以外、たまには学校を休むとか休みたくないという児童がおるという事実はあるわけです。そうしますと、確かに線引きをどこでするかというのは非常に難しいと思うのですが、ただ単に３０日という区分けだけで、合わせてしまうというのは、私、ちょっと考えが違うかなと、そのように思うわけです。

　ただ、子どもたちにもその辺の理由というのは確かにあると思うのですよ。確かにあると思いますが、何が大切かということは、例えば病気をしたときに、早期発見、早期治療というのは一般的にやることです。ですので、例えば病院に行きますと、問診票を出して、それで様々な検査をして、「これはこうですよ」という、そういう早期治療から始まるわけなのですけれども、教育現場では子どもたちが出しているＳＯＳに対して、誰がどのように対応する、先ほどのお話の中ですと、教職員の皆さん、そこにかかわる方たちが子どもをよく見てというお話があったのですが、もう少し細かい話があったら教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　まずは、朝、子どもたちの様子を観察する、健康観察をする先生の力が大きいかなと思っています。それから、ＱＵを学期ごとに行っているのですが、それは学級づくりの満足度を測定するものなのですが、一人ひとりの学級に寄せる所属意識といいますか、そういったものを見ていくものになります。学校生活が楽しいのかどうかといったこともその中で、学級づくりと合わせて見ていくことができるものですから、そんなところから子どもの様子を見たり、それから例えば休みが続くような場合は、休みがちな要因というのはどこにあるのかといったことを、学級担任がまず一番気にかけているということになると思います。最初の気づきは、学級担任から、それからその子どもの課題があった場合には、組織的にという動きになっていると思います。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　そうしますと、学校で注視して、それがわからないということもあると思うのですよね。例えば休みがちで、「このところ休むな」と思ったときに、家庭等との連絡というのは実際には行っているわけでしょうか。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　家庭訪問等を実施して、状況を共有することはしております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　そうすると、繰り返しになりますが、学校においては児童一人ひとりをまず学級の担任の先生がよく見る。それに合わせて、様々そこにかかわる教職員の方々がそういう情報の共有を密にして、なおかつ、家庭との連絡も密にするという考えでよろしいですね。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　はい。さらに課題がある場合には、専門的なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、それから子育て支援課の保健師もかかわって、連携しながら対応していくという取り組みをしております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　そうしましたら、次に第２の質問についてなのですが、先ほど５年間の実績を示していただきました。

　その中で、私が気になるのが、２９年にゼロだったのが翌年と翌々年で３人から４人と増えている。そして、在籍比が０．８％、これは今、長野県が全部合わせて０．９５％ぐらいなのです。そうしますと、非常にそれに近づいてきている。そこら辺が気になるところなのですけれども、何か要因として、３０年、３１年とつながってきた、そこに何か違いがあるかどうか教えてください。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　特に際立ってこれが直接の要因というのがなかなか見えていないというのが実態です。いろいろな要因があるのだろうけれども、そこに焦点を当てて、これだと言えるものがなかなか見えないというのが今の実態です。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　ということは、なかなかまだわからない。これから少し注視して、これから先どうなっていくのかということをなさると、私は理解します。

　前日の大池議員の質問の中にありましたが、要因について教育長が語られております。長野県の教育委員会の基本方針についての位置づけになるのですが、不登校の原因として、家庭に係る状況、学業不振、いじめを除く友人関係の割合が、長野県の調査によると高いと出ているわけですが、山形の鉢盛中学校だと、いじめを除く友人関係というのが多いということになっていたのですが、山形小学校ではいじめを除く友

人関係はさほど多くない、または全然ないということでよろしいのですか。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　いじめを除く友人関係で、５年間の中で要因として上がったのは１件だけでありました。全くないというわけではありませんが、要因として上がった内容としては比較的少ない内容になっておりました。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　先ほどの資料で、同時に長野県が行っている子どもたちへのアンケートの結果がございます。それによりますと、子どもたちの捉えている不登校のこと、それと教職員が捉えている不登校のこと、これに結構乖離があるという報告がされているわけなのです。

　そうしますと、不登校解決の取り組みについては、子どもたちが何を考えているか。先ほどのお話の中ですと、状況の把握とか心の悩みというお話は何回も出てくるのですけれども、子どもの訴えをどのように酌み取るか。そこが問題になってくると思うのですが、それについてはいかがでしょう。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　子どもが相談する大人としては、学級担任が最も多くなっています。子どもの思いを聞き取る学級担任の能力が大事かなと思います。先生の喜びは子どもの成長を自分事として、それを喜びとして先生は頑張るものですから、そういった思いで子どもとかかわる学級担任というのが子どもにとっても必要な存在なのかなと考えています。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　それでは３番について再質問させていただきます。不登校の原因が多いということはその取り組みにも対処法も様々あると思うわけです。学校として取り組みをされていることは先ほどの教育長のお話で十分にわかったのですが、不登校と一言で言っても、学校にただ行けない、本当に行けない子ども。このことを考えてみますと、学校以外ならば外出ができますよと。家から出ることが全然できませんよと。そうすると、それだけでも状況が違うとは思うわけです。

　このような子どもたちに、学校に来なさいよ。例えば昔よくあったのですが、保健室に来ればいいよ。出席日数だけの問題だよと。そういうことでやっても絶対に解決にはならないわけです。

　スクールカウンセラーとか各家庭とのコミュニケーションを密にすると。これは大

変重要なアイテムではあると思います。「山形村教育振興基本計画」の中に、心の問題として対応と明記されておりまして、ちょっと読みますと「いじめや不登校などの心の問題に対し、関係機関との連携のもと、巡回相談やのびのび教室の一層の充実を図る」と。それから「家庭との連携を深め、子どもの気持ちに寄り添う」と、そのようにあります。

先ほど、教育長がおっしゃられた対策や取り組みは確かにそのとおりだと思うのですが、この中で不登校を心の問題だと捉えていることに、私はいくばくかの疑問がございます。というのは、重箱の隅をつつくようで大変恐縮なのですが、これを読みますと、不登校の子どもたちだけが悪いのだと、そのように解釈する、私みたいにへそ曲がりな人間がいるとも限りませんので、この点について教育長のお考えを教えてください。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　学校へ行かない、行けないことのみをもって問題行動だと捉えておりません。学校へなかなか行けなくても、社会とかかわる場面があれば、それは子どもにとってこれからの地域社会で生き抜いていく上で力になっていくのだろうなと思いますので、何とか社会と接点が切れないような、そんな取り組みができていけばいいなと思っています。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　つまり、ＳＯＳを発信している子どもたちの気持ちだけの問題ではないということですよね。そうすると、心の悩みをどのように酌み取ってあげられるか。と同時に、子どもたちの周りの環境を整備してあげることが大切ということを、今、教育長はおっしゃったと思うのですが、それで間違いございませんか。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　そういう考えで申し上げました。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　それでは、教職員の働き方改革についての再質問をさせていただきます。先日の大月議員の質問と重複する部分もございますけれども、よろしくお願いします。

先ほどから何回も出てきます山形村教育振興基本計画の中で、「子どもと向き合う時間の確保のため、教職員の働き方改革を進める」とあります。平成２８年の教職員の労働時間は、厚生労働省が出しているやつなのですが、１週間に６０時間と公表さ

れています。先ほどのお話ですと、平成３０年１２月で比較しますと、４５時間。それから令和元年の実績ですと５５．３時間で上昇している。また、５月のデータは逆に下がっているということで、１２月のほうが期末で忙しいのかなと理解します。

この数字で、達成としては大変申しわけないのですけれども、ある程度、教職員の働き方改革が、これは時間外のことで構わないのですが、達成されたとお考えですか。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　まだ達成とまでは行っていなくて、まだまだ縮減しきれていないというか、削減できていないという状況だと思っています。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　そうしますと、勤務時間についてはまだ道半ばということで理解します。

通告書にも記載していますが、文部科学省が今まで教職員が担ってきた代表的な１４業務を３分類にまとめているというのがありまして、これなのですが、まず１つが「基本的に学校以外が担う業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」。それから「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」。この３分類にしているわけです。このうちの「基本的に学校以外が担う業務」という中に「登下校の対応」というのが挙がっているのですが、最初の教育長のお話で、教職員がその児童に対していかに接するか、状況をいかに把握するかが大切だと出ていたのですが、文部科学省が言うようにすると、その業務は違う人たちがやってもいいのだと、そういうふうに捉えられるわけです。

前から述べておりますが、子どもたちの様子を把握するのに有効な方法と私は考えているのですが、これは先ほどの答弁の中の教育長のお考えと同じだと思いますが、そこをもう一度伺いたいと思います。

○議長（三澤一男君）　根橋教育長。

○教育長（根橋範男君）　文科省で整理をしている、３つに分けている内容ですが、山形小学校でできている部分というのは、教師の業務だが負担軽減が可能な業務というのが少しできているのかなというところです。あとは学校徴収金については教師の業務ではないと、今、文科省は言っているのですが、そこまで全部が教師以外のところでできるかというと、現状では山形小学校ではなかなか難しいかなと思います。

どうすれば先生たちが子どもたちと向き合う時間が少しでも確保できるかというと、先生たちの負担感みたいなものを少し軽減できれば、よりそのエネルギーを先生たち

が大好きな子どもに向かって力を発揮し、翌日の教材研究とか、そういうところに力が向けられるかなと思うものですから、先生たちの仕事なのだけれども、負担軽減を図れるような、例えばスクールサポートスタッフですとか、行く行くはＩＣＴ支援員ですとか、そういうところで支援をして先生たちの専門性を十分発揮してほしいなと思っております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　時間も迫ってきたので、５番目の質問について、先ほど私も言いましたが、教育長もおっしゃっています。まだ教職員の働き方改革というのは道半ばだと。そういう回答でございました。不登校に限らず、ゆとりのある学校づくりが未来の子どもたちのためになるものだと解釈しております。

学校がすべての子どもたちが自分らしく生活し、学びの場として存在すると私は考えておるのですが、学校は強く強いるところ、つまり勉強するところではございません。習い学ぶ、つまり学習を教えるところだと私は思っております。

ずいぶん前の長野オリンピックのころの話なのですが、ある不登校の中学生の子どもさんがボランティアに行った。そうしたときに、そこで対応してくれた人は、自分の家庭も含めて、「なんでこうなっているの」ということは一切言わないと。つまり、仕事を全て自分に任せてくれて、それで初めて自分の居場所があったと、そういうふうに述べられております。

このことから、不登校の子どもたち、これは子ども自身にも問題があると、それは認めますが、子どもたち、また保護者、教職員、さらに地域の人たちがその悩みを共有すると。そこから始めるべきだと。そういう問題だと思っております。不登校が完全になくなることはありませんけれども、悩みを持った子どもたちと向き合い、同じ悩みを共有する。そして子どもを育み、歩んでいくと。これが大切だと思いますので、そのように実践していただきたい。我々もそれに向かって邁進する。そういうことを持ちまして、１番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君）　小出議員、２項目めの質問に入る前ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

休憩します。この時計で３０分まで、休憩。

（午前１０時１５分）

○議長（三澤一男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前１０時３０分）

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員、次に、質問事項２「高齢者・障がい者の福祉事業について」を質問してください。

小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　それでは次に、「高齢者・障がい者の福祉事業について」の質問をします。

当村の高齢者・障がい者の状況は、高齢化率２８．４％、障がい者数５５１名となっており、今後その割合は増加すると考えております。また、認知症高齢者も２０２５年には５人に１人と推計され、その対応が急務であります。

高齢者・障がい者の福祉については、以前から質問しておりますが、今回は新しい施策を踏まえて質問したいと思います

１番、以前質問した認知症高齢者の徘徊について、早急の対策は考えていないと回答をいただいておりますけれども、今回ＱＲコードを活用した徘徊者対策が村長の施政方針にも明記され、喜ばしいと感じております。ただし、本村の地形を考えますと、清水方面に向かった場合の対応も必要と思いますが、それについてはいかがでしょう。

２番目、平成３０年度第２回、第４回定例会におきまして、公共施設等のバリアフリー化の質問をしておりますが、その後の進捗状況をお教えください。

３番目、剣道新田松本線の記念碑から、アイシティまでの歩道幅が極めて狭く、高齢者、障がい者のみならず通学児童も危険な状態であります。何らかの対策をお考えでしょうか。

４番目、施政方針の中に、運動バラエティパック事業というのがありますが、その内容はどうでしょうか。

５番目、村内のグループホーム、デイサービス、居宅介護支援事業所が閉鎖または休止の状態になります。この状況をどのようにお考えでしょうか。また、村として何らかの手を打つ予定はおありなのか教えてください。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　質問事項２番目であります「高齢者・障がい者の福祉事業について」にお答えいたします。

最初の項目でありますが、「認知症高齢者の徘徊対策について」であります。今月開始となりましたＱＲコードを活用した徘徊対策につきましては、新たな取り組みとして、地域で見守りをし、地域で支えていく仕組みづくりという目的であります。その地域の見守りが広まるほど、早期発見及び早期保護につながると期待しているところであります。

議員ご指摘の清水方面への徘徊の場合の対策でありますが、先ほど説明したＱＲコード活用事業は高齢者の地域の見守りの一部として考えており、ＱＲコードをつけることが目的でなく、徘徊を予防していくことが重要で、特に初期の対策が欠かせないと認識しております。なぜ徘徊をするのか、病気としての認知症状の理解とともに家族の支援を含めた要因分析を丁寧に行うことで、徘徊が起きにくい支援体制を構築していくことも支援会議等で行い、対策方針を決めます。しかし、それでもいつどこで徘徊が起こるかわからないという状況の中では、村で実施しているＧＰＳ機能を有した位置情報提供サービスの助成をあわせて活用するなど、その方の状況に応じた制度等を組み合わせることも効果的な支援と考えられます。

２番目のご質問の「公共施設等のバリアフリー化について」でありますが、平成３１年３月に村民の方からの寄附金を財源に、いちいの里の教養娯楽室を畳からフローリングに改修いたしました。あわせて、比較的軽量な机と椅子も購入しました。これにより、段差が解消され、高齢者や障がいをお持ちの方の起居も以前より楽になったと思われます。予算の関係やその他の工事の順番もあり、一気に進展するものではございませんが、徐々に進めてまいりたいと考えております。

３番目のご質問の「県道新田松本線の歩道」についてでありますが、県道松本新田線の歩道につきましては、長年の懸案でありまして、沿線の住民の皆様には、庭木の剪定など歩道をできるだけ広く使えるようご協力をいただいているところであります。

十分な歩道幅員を整備するには、沿線の地権者の皆様にさらなるご協力をいただく必要もございますので、上竹田地区、下竹田地区のご意見も伺いながら、県への要望について慎重に考えているところであります。

いずれにしましても、地域づくり実施計画要望で住民の皆様から長年にわたって要望をいただいていることでありますので、安心安全な道路となりますよう県松本建設事務所と綿密に協議をしてまいりたいと思います。

４番目のご質問の「運動バラエティパック事業について」でありますが、この事業は、今年度まで開催してきた熟年体育大学にかわる事業で、運動習慣の獲得、体力の維持・向上を目的とし、ウォーキングと自宅でできる筋力トレーニング、栄養について学ぶ教室を全６回で実施する予定です。講師は３名の方を予定しております。ウォーキング、栄養、筋肉トレーニングについて、それぞれの持ち味を生かした指導をしていただくことになっております。

５番目のご質問の「介護保険事業所の休止について」でありますが、サービス提供事業所の選択肢が狭まることは残念な話ではございますが、昨日も答弁申し上げましたとおり、デイサービスについては現在、民間法人等の募集をしているところであります。居宅介護支援事業所につきましては、事業所から要支援者分については受託できない旨のお話をいただいておりますことから、それに伴い、村で介護支援専門員を募集しているという状況でございます。

以上であります。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　１番に対する再質問ですが、ＱＲコードを使った徘徊高齢者の対策、これはよい取り組みだと思います。ただこの方法は、例えが悪くて申しわけないのですが、新型コロナウイルスに例えますと、その予防策の水際の対策であると考えます。

徘徊について、認定調査テキストというのがありまして、そこにどのように書いてあるかというと、目的を持った行動は徘徊ではないと書いてありますのですが、一般的に言いますと、目的があってもなくても、うろうろ動き回ってどこへ行ったかわからないことは徘徊老人と言っていいと思います。

ただ、目的を持って行う場合の行動範囲というのは、我々が考える以上に広範囲であります。１つの例で言いますと、塩尻の大門から善知鳥峠を越えて辰野町まで行ってしまった方がいらっしゃいまして、深夜に探したのですが、大変な思いをしました。そのぐらいしっかりした人は歩いてしまう。

そうなりますと、先ほどの中で、西山のところに入り込んだときに、水際対策だけでは済まない。先ほど村長の答弁の中で、ＧＰＳを活用するというのもありましたが、ＧＰＳを活用してもそれを置いていってしまう、またはそれが嫌だ、または途中で棄ててしまう。そういう高齢者がいるというのは、私の経験上、事実でございます。かといって、体内にＧＰＳを犬みたいに埋め込むとなりますと、その人の尊厳を著しく

傷つけるわけでして、人道的見地から難しいと思います。

とにかく認知症高齢者の徘徊をいかにして未然に防ぐか。それは村民全員が徘徊防止を理解して、ＱＲコードがあるということを周知し、それを活用していくというのが先ほどの村長の答弁のとおりだと思いますので、その協力をよろしくお願いしたいと思う次第でございます。

２番のバリアフリーについてですが、私が以前行ったものは、庁舎西側のスロープの屋根づけ。ＪＡ前のグレーチングが５センチほど沈み込んでおりますので、それの改修。それから保健福祉センター、点字ブロックはあるのですが、点字ブロックの上にマットが敷いてある。そうすると、何のための点字ブロックなのだと。それを改良できないかということについて質問したのですが、それについては依然として手つかずのままです。

今、私が述べました３点について、何か今年度中に対策があるようでしたら、教えていただきたいと思います。

○議長（三澤一男君）　篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君）　それでは保健福祉センターの関係でありますが、ただいま点字ブロックというお話でした。今回、答弁のほうでは教養娯楽室の関係の話だけということで答弁させていただいたのですが、今ご指摘があった部分について、当然、見直し可能な話だと思いますので、その部分をしっかり確認して改善を図っていきたいと思っております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　総務課長も。

○議長（三澤一男君）　上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君）　役場庁舎西側のスロープの屋根につきましては、現在研究といいますか検討をしているところでございます。

○議長（三澤一男君）　古畑建設水道課長。

○建設水道課長（古畑佐登志君）　ＪＡ前のグレーチングに関してでございますが、グレーチングの蓋のみの交換といいますか、かさ上げでは対応できないということで、水路自体の入れかえが必要になってくるということで、財政等、予算的なバランスを見ながら、今後考えているところであります。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　１つ１つやっていくと結構金額が張るものですので、それは

十分に承知しておりますけれども、障がい者や高齢者など、弱者がいるという。そのための改善をぜひともお願いしたいと思います。

３番目の質問に移ります。車椅子の幅はＪＩＳコードで決まっていまして、通常の車椅子だと６０センチ以下。電動車椅子だと７０センチ以下と決まっておるわけです。

私、気になったので、村の中、約十何カ所、歩道の幅員をはかりました。そうしますと、一番広いところで２メートル３０センチ。普通に１８０センチが多かったのですが、特に県道２９１号線については一番狭いところで１１５センチ。そういう状況で、実際に私も車椅子で走ってみたのですが、とてもではないですが、車椅子になれている私でも大変な思いをしました。

村の中に車椅子を使っている方はさほど多くはないのですが、上竹田のあたりで電動カートで使っているお年寄りがおられました。そうしますと、２９１号線の歩道はとてもではないですが通れる状態ではないですね。

ですから、さっき村長がお話しされたように、地域の方たちとの話し合いを持ちながら、県とも様々な要求を出して行っていただきたいと思います。

蛇足になってしまうのですが、歩道の幅の規定ですが、一般的に１８０センチということです。どうしても幅員等でとれない場合も１５０センチまでは許容しますと。そういうのが実際に載っておりますので、そこら辺を十分に対応していただいて、高齢者・障がい者が安全に通行できる環境をつくっていただきたいと思います。

以前、県道に関しては県の事業であるので、村としては何も言えないということをちょっと耳にした、これ正しいかどうかわかりませんが、そういう話がありました。村長のお考えですが、不可能なのでしょうか。例えば何かをつくるときに、県との話し合いをそこで十分に持って、村の要望を通すとか、そういうことはできますでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○議長（三澤一男君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　県の事業でありますので、当然、県が主体となって行っているわけですが、これはそれぞれの事業にもよるのですけれども、例えば県道を舗装し直す。特に用地交渉も何もいりませんという場合でしたら、地元の市町村に対して協議だとかそういったものは特に行われることはありません。直接、事業が決まって県が行うというのが一般的です。

ただし、道路の拡幅などを伴うものですと、用地交渉にはどうしても地元の自治体の協力というか連携が必要になりますので、その場合には綿密に連携をとりながら進

めていくということであります。

それと、新規の事業で何かがある場合でしたら、一番は地元の協力体制と地元の必要度というのですか、必要性をいかに説明していくか。そんなことが大事になってくるのではないかと考えております。

今のこの話に出ている新田松本線については、用地の拡幅が必要となるとすれば、地元の協力がなければ県はやらないというのがこういった道路の考え方だと認識しております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　いずれにしろ、先ほども申しましたけれども、高齢者、障がい者、そこを通る子どもたちのために頑張ってもらいたいと、そのように思う次第でございます。

次に、４番目の再質問になりますが、運動バラエティパックという内容は先ほど説明していただきました。まだ私自身は実感がないのですが、以前行っていた熟年体育大学よりもより効果的だということでよろしいでしょうか。

○議長（三澤一男君）　篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君）　今年度まで実施しておりました熟年体育大学については、インターバル速歩と栄養講座といった内容で実施していたところであります。通算で１４年ぐらいになるということで、今回残念ではあるのですが、一区切りということで熟大については終了となります。

２年度からについては、運動バラエティパックということで、先ほどの内容で全６回ということで開催します。初めてやることですので、どういう形になるかというところではあるのですが、推移について確認していければと思っています。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　熟年体育大学は費用が6,000円だったのですが、今回の費用はいかほどなのでしょう。

○議長（三澤一男君）　篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君）　熟大は自己負担で6,000円いただいていましたが、バラエティパックについては特にいただかないという方向で考えています。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　では、この運動バラエティパックは全村民に知らしめるというか周知徹底させる方法は、例えば広報ということになるのですか。

○議長（三澤一男君）　篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君）　小出議員のおっしゃるとおりでございまして、今の予定ですと、４月に募集をしまして、できれば５月から来年の３月に開催したいと考えております。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　熟年体育大学にしても、運動バラエティパックにしても、健常者ばかりでなくて、介護が必要になる方たちでもできる内容だと理解しております。さらに様々なもの、お金がかからないのはさらにいいので、推進していただきたいと思います。

最後になります。昨日のことですが、福澤議員や大池議員が質問した内容、その答弁の中で気になっていることが２点ほどございます。

１点については、グループホームなのはなの件なのですが、これはご存じのとおり、なのはなは地域密着型のサービスでありますので、原則は山形村に居住していない方のみの利用ということになりますが、特例として、契約書または協定書を他の自治体と交わした場合、その自治体の地域密着型のサービスを受けることができるというのが１点あります。前日の説明の中で、村長が「必要があれば紹介します」というお話をされていたのですが、どのような自治体をこの近くで考えていらっしゃるのか教えてください。

○議長（三澤一男君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　私も今のなのはなについての村との協定ですか、そういったものもございませんでしたし、閉鎖していく経過もよく聞いていないのですが、担当課のほうとしてはそれぞれ利用者の皆様にしわ寄せが行かないように、いろいろと手配をしていることを承知しているということであります。

このなのはなの問題と、ピアやまがたのデイサービスの閉鎖が来年４月にあるとすれば、それによって、想定する中でどういったことが考えられるか。この辺も十分、近隣の状況や利用者の実態などを調べる中で検討していくと考えているところであります。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　特にグループホームの場合は認知症対応型の共同生活支援なのものですので、早急に、急いでいただきたいと思います。

もう１個、先ほど２点と言いましたが、２つ目がケアマネジャーの募集なのですが、

現在１０名の人が地域包括支援センターで受け持たなければいけないと考えますけれども、それだと足りないということですか。足りるか足りないかだけ、教えていただけますか。

○議長（三澤一男君）　篠原保健福祉課長。

○保健福祉課長（篠原雅彦君）　居宅介護支援の関係で、これからどうしていくかというところであります。今現在、村の包括で担当させていただいているケースは８件ございます。今回、協立福祉会の事業所が閉じるということで、そちらの要支援分についてはということなのですが、そちらのケース１０件を村のほうで４月以降は担当させていただくことになります。

介護支援専門員募集ということでお話をさせていただいたのですが、新年度でそういった要支援者分が、例えば２０とか３０とか出てきた場合については、なかなか今の体制では対応ができないかなということの中で、今回募集をかけているということでございます。

○議長（三澤一男君）　小出敏裕議員。

○１１番（小出敏裕君）　マネジメントできなくて介護保険が受けられないとか、いろいろなのは、これは受益者が不利になることですので、そこら辺は十分に対応していただきたいと思います。

最後になりますが、２０２５年に向けて、高齢者福祉、障がい者福祉の現状は厳しいものがあります。厚生労働省は共生できる社会の実現に様々な施策を出しておりますが、どれも帯に短したすきに長しと思っております。これからは健常者や高齢者、障がい者が、自分が主役であるところの自助、お互いに助け合う共助、村の援助である公助が連動して、全ての村民が共生できる社会の実現を目指すべきだと思います。

そのためにも、村としてできる限りの援助をお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（三澤一男君）　以上で小出敏裕議員の質問は終了しました。

◇　新　居　禎　三　君

○議長（三澤一男君）　質問順位１２番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項「豊かな自然環境を持続するためには」について質問してください。

新居禎三議員。

（６番　新居禎三君　登壇）

○６番（新居禎三君）　議席番号６番、新居禎三です。昨日から始まりました一般質問、私が最後になります。今しばらくおつきあいいただければと思います

それでは質問に入ります。「豊かな自然環境を持続するためには」ということで質問させていただきます。

山形村は自然環境に恵まれ、火山灰土の優良農地が多く、いろいろな農産物を栽培出荷して村の基幹産業となっております。村長の施政方針にあるように、地球規模の環境破壊が進み、温暖化の中、自然災害が大規模化して恒常化していることを認識されているものと思います。しかし、このまま温暖化が進むと、基幹産業の農業をはじめ、あらゆる面で影響が発生することが予想されます。そこでお伺いいたします。

質問１、自然に対しては、我々人間は非力ですが、異常気象に対する対策は、今後村として何が必要とお考えでしょうか。

これで質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君）　ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長　本庄利昭君　登壇）

○村長（本庄利昭君）　新居禎三議員のご質問にお答えいたします。「豊かな自然環境を持続するためには」についてであります。

異常気象に対する対策は、今後村として何が必要と考えるかということであります。大規模な自然災害においてはご指摘のとおり、人間の力は小さいものでございます。ここまで変化してきた世界の気象現象を直ちに抑え込むということはなかなか難しいわけでございますが、むしろそうした異常気象にどう備えるかが当面の課題であります。その１つが防災であり、減災であります。

台風やゲリラ豪雨は、土砂崩れや洪水を引き起こし、一瞬のうちに街を破壊しております。昨年、長野県が経験した台風災害を教訓にして、これから行政と住民が互いに協力した防災・減災の村を構築しなければならないと考えております。

それから「健康への影響」も重大な問題であります。夏場の猛暑・酷暑が日常化している今、体力の劣る子どもたちやお年寄りばかりでなく、あらゆる面で暑さ対策が求められております。

農業をはじめとする様々な産業にも不安をもたらしております。この冬は雪がほと

んど降らず、霜柱の立つ日も数えるほどの暖冬でありました。植物の芽吹きの進み具合と遅霜によるダメージが今から心配されておりますし、四季折々の気候や風景を生かした観光業や製造業も痛手を負うことになります。

さらに、異常気象や今回のような新型感染症など、複合的な災害発生も十分考えられますが、こうした全ての不安や心配に万全を期すことは現実的には不可能であります。

今、私たちにできること、必要なことは、経験したことを速やかに振り返り、検証し、次への準備を行うこと。予算の裏づけ、国県との折衝、地域力の強化などであります。役場の仕事だけでは到底かなうことではなく、村民の皆さんとともに取り組まなければなりません。お互いの役割を明確にし、また、それをしっかりと理解し合って初めて実現することだと考えております。長期的な目で見ること、考えることも重要だと思います。また、次代を担う若者にも積極的な参加を期待するところでもあります。

以上でございます。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　今、村長の答弁にもございましたが、これは役場だけが動いても解決する問題ではないと私も認識しております。住民がそれぞれ意識を持って行動していかないと、なかなか解決はできないのでしょうが、多少なりとも異常温暖化を先延ばしするといいますか、そのためにはそれぞれがやはり行動を起こさないとだめだと思っておりますが、そんな中で、第３次環境基本計画には温室効果ガスの削減やごみの問題などが策定されておりまして、その中で、環境学習と協働ということで、村民に対して情報提供を行うために、役場にコーナーを設置したり、ＳＮＳ等で情報発信する、または地区で説明会などを行うと明記されております。具体的に、この計画が策定されてから、どのような行動を起こされたか、お聞かせ願えますか。

○議長（三澤一男君）　中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君）　住民へのいろいろなＰＲ、周知というものは、いろいろな形を想定してのこの計画だと思いますが、私の認識しているところでは、いわゆるグローバルな環境面に対してというところはあまり実績としてないと思いますが、特にごみの減量に関してということでは、村から地域に出かけて行って、分別の方法をお互いに話するとか、そういったことを開催しますという呼びかけはさせていただいたし、細かな数字はあれですが、実績としても数回はあるようです。

別の話になりますが、空間放射線量などの測定も定期的にしておりまして、それは逐次想定値を皆さんにお知らせする。

もう１つは、これもごみの話になりますが、ごみの収集などに関しても、皆さんに分別と日程に関しては放送などで事細かにお知らせをしている。役場から発信する情報といたしましては、そういったことが多いのかなと思います。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　今、住民課長がおっしゃったように、昨日の一般質問、同僚議員の質問にもありましたが、ごみの中でもいわゆる可燃ごみだけが減っていないというか、むしろ増えているかもしれないというお話でありました。そういう意味で、課長も言われたように、より一層分別し、資源化できるものは資源として再利用するという部分が重要になってくると思います。

それには、課長も言われたように住民がずくを出していただく。これが一番大事なことだと私も思います。そういう意味で、環境破壊に対しても、それぞれの住民が意識を持っていただいて、ずくを出していただくことが非常に重要なことだと思います。引き続きそういう部分で、情報発信して、住民の意識啓発をお願いするところであります。

それ以外にも、基本計画に書かれていますが、省エネの推進としてノーマイカーウイークを実施する、とも書かれていますが、ノーマイカーウイークが実際に行われたのかどうかお聞かせ願います。

○議長（三澤一男君）　中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君）　これにつきましては、村全体の動きというよりは、庁内では職員をはじめ役場で仕事をする者には年に数回、週間を設けて啓蒙してきたということがございますが、いずれにしてもノーマイカーといっても遠いところから勤めている人間もおりますし、効果自体は直接何かにつながるというものではないと思いますが、意識付けという部分で実施してきたところでございます。

今年度は実施しておりませんけれども、職員で自主的に、徒歩で通勤する職員ですとか、自転車を使う職員も最近は出てきております。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　課長が言われるように、役場の職員自らが意識づけをして、環境に対する意識を持って行動するということは非常に大事なことだと思っておりますので、引き続きやっていただきたいのですが、そういう意味で、役場職員だけにして

も、そういうことをやっているという情報発信が全くないのかなと思っております。

さらに昨日、村長の答弁の中にありましたが、長野県は気候非常事態宣言を発したわけで、それぞれの自治体に対して賛同を求めたというか、そういう部分で、村長の中で崇高な理念に賛同したとお聞きしましたが、これについては役場職員の皆さんは情報を共有しているのでしょうか。

○議長（三澤一男君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　役場職員全体にこういったことをしたという情報は流してはおりません。昨日の答弁の中でも申し上げましたが、考え方というのですかね、総論の部分は「確かにそうです」というところまではほとんど同意が得られると思うのですが、こういった広がりというのはトップダウンではなくして、ボトムアップでやっていくべきだと思いますし、村民の皆さんとか地域の皆さんのいろいろな細かい活動の中から全体の目標みたいなものが統一されて、こういった宣言になるというのが実効性のあるものだと考えております。

また、今ご指摘の役場の職員が意識するということも第一歩として大切なことだと考えますので、そんなことはこれから徹底してまいりたいと思います。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　今、村長が言われるように、ご自身は当然賛同したから県のところに載っているわけですが、実際、私自身も、議会にも当然そういう説明はなかったわけで、県のホームページを見て初めて私も知りました。そういう意味で、村長自身のお考えであってもいいと思うのですよね。その辺は情報発信してもらって、それに向かって、村長の意向はこうだよと表明してもらわないと、なかなか周りの者がついていけないというか、今、村長が言われたように、ボトムアップで住民からそういう声が上がって「では、村はどうしましょう」という形が理想なのかもしれませんが、今、気候変動の問題で、仮に、恐らく多くの人が意識していると思います。

さっき言われたように、今年だって雪がほとんど降らないし、今日も朝の気象ニュースでやっていましたが、この冬の平均気温は従来より松本で３度ぐらい高いと言っていました。それが、この年が特異なのかという部分ですが、ここ何年か見ていますと、大部にしてどんどん気温は上がっているわけで、恐らく因果関係といいますか、その辺ははっきり私もわかりませんが、やはり地球温暖化のせいなのだろうという部分で、一番の原因はやはり温室効果ガスの人類の経済活動やいろいろな部分が出てきた部分が関係しているのかなと思います。

そういう意味で、阿部知事も非常事態宣言を出されたと思いますが、昨日の答弁の中で、村長は、宣言した長野県内では、県をはじめ、白馬村が最初ですが、あと、今は千曲市ですか。池田町も入れるようですが。そういう部分で、これは単独の市町村だけの問題ではないのですよね。気候が変わってくるということは、冒頭にも私、言いましたが、山形村は農業が基幹産業でありますから、過去にも気候が変わって農家の皆さんのご努力で、いろいろな部分で農作物の転換などを行ってきて今があるのですが、この先またどんどん気温が上がってくると、今つくっている作物だってとれなくなる可能性が大いにあるわけです。現状維持をできるのが一番いいというか、楽な部分でありますが、新型コロナではないですが、気温上昇が少しでも先延ばしにできるような対策をとっていく必要があると思うのです。

山形村に具体的な事象が今のところ生じていないと村長が言われましたが、この先このままいけば、今言うように農作物を当然転換しなければいけない事態になってくると思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三澤一男君）　本庄村長。

○村長（本庄利昭君）　温暖化の話でありますが、ご指摘のとおりの話も出ておりますが、山形村が単独といいますか、山形村で何かをして結果が出るという規模の問題では当然ないわけですが、自然と向き合って、自然とのかかわりが一番強い農業という分野においては、温暖化の問題は深刻な問題だと思いますし、山形村の農業の体系をゼロからまたやり直さなければいけないという事態も最悪の場合には想定されるような問題だと思います。

でありますが、話が前後しますが、宣言を山形村がしましたという場合に、やはり裏づけになるものが一番大事だと思っております。宣言を出すからには、山形村では何をやり、何を目標としてこの宣言を出すかというところが一番大事でありまして、宣言を出しましたというのがマスコミに載るというのはその次の問題であります。

情報発信ということが今、私たちも情報の渦の中に暮らしているわけで、その情報の中からいろいろ物事を考えているという思考体制ができているわけですが、この情報に時として操られているというか、そういった面も当然あるわけです。

今の温暖化の話も、文明によって私たちが恩恵を享受している便利さをどこかで棄てなければいけない覚悟も要ると思います。村民の皆さんに、今までの便利な生活は諦めてもらいます、我慢してもらいますという場面もあるかもしれません。身を切るような改革が裏づけにあって宣言をすることまで考えないと、軽々にはできないかな

と思っております。いずれにしましても大変大きな問題でありまして、地球規模で、これからの人類の未来の話でありますので、真剣に考えていかなければいけないと考えております。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　今、村長が言われたように、山形村が仮に宣言をして、それに向かって行動を起こしたところで、微々たる力ではないかと思います。すぐにどうこうなる問題ではありませんが、一点、統計等の数字の中で、いわゆるCO_2の総排出量の中で言われているのは、１５％から２０％はそれぞれの家庭でのいろいろな、車を使ったり、煮炊きをしたり、そういうところから出てくると言われております。先ほども言いましたが、ごみの問題ではないですが、それぞれの住民の方が意識をしてもらって削減していくというのが非常に重要かなと私は思っております。

そういう意味で、長野県も宣言を出したのかなと思っております。非常事態宣言の目的としては、地球温暖化に対して人間と自然環境を危機的状況に追い込んでいる状況を認識し、問題解決の手立てを早急に講じる必要があるということを住民に伝えるための宣言という形をとった。行政が事実を認めた上で、住民に対して周知徹底させようという意図で宣言をしていると。これは日本だけではないですが、世界の多くの自治体で宣言をしていますが、そういう目的でもって宣言をしているという部分であります。

そういう意味で、山形村も住民に対してそういう意識啓発が必要かなと私は思っておりますが、来年、令和２年度ですか、環境基本計画も新たにつくられるという部分で、昨日議長も言われていましたが、第４次の計画の中には気候非常事態宣言でなくてもいいですが、そういうことは明記するお考えはあるのでしょうか。

○議長（三澤一男君）　中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君）　昨日来、この宣言に関してはいろいろとお話をさせていただいているところでございます。

村長が申し上げましたように、一定の宣言の役割とか機能とかいうものを持たせるのであれば、既に宣言をしている自治体の皆さんについてはそれぞれが住民合意ですとか環境保全プランみたいなものがあっての宣言と推察をするわけですが、こと山形村の現状に鑑みて言うと、そこで判断した場合に、役場とか行政主導によって一部、あるいは一定の範囲の皆さんの決意でその宣言を表明するということが実態を伴わないものになりかねないという心配も実はあるわけです。それは過去のことを見てもそ

うなのですが、そういった懸念もございます。

もう１つ、山形村では環境基本条例というものがあるのですが、この前文と３条でしたか、基本理念の部分では実はもう環境負荷の少ない持続可能、維持できる社会の構築を目指すのだということをここで謳っております。これに基づいた環境施策であり、環境審議会であり、環境基本計画であるという仕組みに理屈上はなっているわけです。

ですので、この宣言に決して背を向けるということではありませんし、むしろ賛同というのは積極的に協力するという気持ちのあらわれでもあるわけですが、第４次では、昨日も申し上げましたが、難しい数字はそれはそれとして当然資料としてつくっていくわけですが、より村民の皆さんの胸に落ちやすいというか、どう取り組めばいいのかとか、何をすればいいのかとか、あるいはこれまで何がいけなかったのか。そういったことも理解できるような、基本計画とは言っても半分はアクションプランといいますか、実行計画に近いようなものを想定したほうがいいのではないか、というご意見もいただいておりますので、議員おっしゃるような啓蒙といいますか、周知といいますか、宣言に近いもの、そのぐらいの熱意を持ったものにはするべきだと考えております。

○議長（三澤一男君）　新居禎三議員。

○６番（新居禎三君）　まさに今、課長の言われたように、計画をただつくっただけでは全く意味がないことであって、それに向かってより気候変動に対しての我々ができる行動、村民一丸となってできる行動を明記してもらって、みんなでやりましょうよという部分を４次の計画に入れていただきたいと思います。ただ計画をつくるだけでは意味ありませんので、当然、行政もその計画に向かっていろいろな施策を講じていただくということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（三澤一男君）　以上で新居禎三議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君）　以上で、本日の一般質問の日程はすべて終了しました。本日はこれにて閉議し、散会といたします。

（午前１１時２４分）